

第3回浜名湖水辺整備推進協議会 議事概要

日 時	令和7年1月15日（水）14：00～15：40
場 所	静岡県浜松総合庁舎 7階702, 703会議室（浜松市中央区中央1-12-1）
出席者 職・氏名	委員 北堀健二（静岡県経営管理部西部地域局 副局長兼西部危機管理監） 委員 清 真人（静岡県くらし・環境部環境局長） 委員 溝口彰啓（静岡県スポーツ・文化観光部文化局 文化財課文化資源活用班長）【代理】 委員 阿形高紘（静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局 観光政策課企画班長）【代理】 委員 岩崎康正（静岡県経済産業部農地局長） 委員 山下啓道（静岡県経済産業部水産・海洋局長） 委員 村越紳人（静岡県経済産業部西部農林事務所 農山村整備部長）【代理】 委員 羽田充明（静岡県交通基盤部理事（交通ネットワーク担当）） 委員 松岡宏典（静岡県交通基盤部道路局道路企画課長）【代理】 委員（議長） 山田真史（静岡県交通基盤部河川砂防局長） 委員 戸谷洋子（静岡県交通基盤部港湾局長） 委員 望月康史（静岡県交通基盤部都市局長） 委員 杉本敏彦（静岡県交通基盤部浜松土木事務所長） 委員 平田 隆（浜松市市民部 文化財課長）【代理】 委員 杉田実良（浜松市市民部 スポーツ振興担当部長） 委員 須藤俊英（浜松市産業部 観光・シティプロモーション課長）【代理】 委員 清水 克（浜松市産業部 農林水産担当部長） 委員 平井親一（浜松市土木部長） 委員 石田裕之（湖西市環境部長） 委員 太田英明（湖西市産業部長） 委員 小倉英昭（湖西市都市整備部長） 委員 渥美 敏（浜名漁業協同組合 代表理事組合長） 事務局 静岡県河川企画課長、浜松土木事務所次長（技術）ほか
議 事	（1） 議事 ア 設置要綱の変更 （2） 報告 ア 高潮に対する計画高の変更について イ 地域との意見交換会の開催報告 （3） 議事 ア 「浜名湖水辺整備基本計画」（素案） イ 今後の進め方
配布資料	議事次第、出席者名簿、座席表 資料1：浜名湖水辺整備推進協議会設置要綱（案） 資料2：高潮に対する計画高の変更について 資料3：「浜名湖水辺整備基本計画」水辺空間の整備に関する意見交換会＜報告資料＞ 資料4：「浜名湖水辺整備基本計画」（素案）＜説明資料＞ 資料5：「浜名湖水辺整備基本計画」（素案） 資料6：今後の進め方

<議事概要>【凡例 ○：会員、●：事務局】

<議事ア 設置要綱の変更>

- 事務局から資料1により「設置要綱の変更」について説明し、協議会に「浜松市市民部スポーツ振興担当部長」、幹事会に「浜松市市民部スポーツ振興課長」が新たに参画することについて承認を得た。

(委員からの質疑、意見等なし)

<報告>

報告ア 高潮に対する計画高の変更について

- ・ 事務局から資料3により「地域との意見交換会の開催報告」について説明した。
- 50年確率風速の言葉の定義を教えてください。
- これまでの観測データを確率処理し、その年にその風速が吹く確率が1/50であることを示している。
- 50年確率の最大風速を基に必要堤防高を計算する際に、水深や地形について配慮されているのか。例えば、浜名湖の北側の水深が深い場所で吹送距離が大きくなることや、南側の浅瀬が多い場所では波が高くないことがあるため、水深や地形の変化、風向きや吹送距離を考慮して必要堤防高は計算されているものなのか。
- 風向き、吹送距離、事務局で持ち合わせている最新の地形データや護岸構造（勾配）等の条件を基に計算している。

報告イ 地域との意見交換会の開催報告について

- ・ 事務局から資料3により「地域との意見交換会の開催報告」について説明した。
- (委員からの質疑、意見等なし)

<議事>

議事ア 「浜名湖水辺整備基本計画」(素案)

- ・ 事務局から資料4により「浜名湖水辺整備基本計画」(素案)について説明した。
- 資料4-p.13に掲載されている湖岸堤の管理者に係るグラフや表について、国が管理する湖岸堤は無く、「国交省」と記載されている区間は河川管理者（県）、「農水省」と記載されている区間は農林水産局（県）が管理していると事前に回答を受けている。このため、国管理の区間を県管理の区間と修正するのが良いのではないかと。
- 現時点で湖岸堤の管理者を特定できているわけではなく、当該箇所で掲載している情報は、公図や土地登記簿等の情報を基に湖岸堤背後地の土地所有者区分を整理したものである。
- 現時点で湖岸堤の管理者を特定できていないため、背後地の土地所有者を施設管理者という形で記載している、と説明した方が良いのではないかと。
- 御意見を頂いたとおり、誤解を招く表記となっているため、表現を含めて調整させていただきたい。

- 浜名湖全体のマクロな計画としてはこの方針で概ね問題無いと思うが、詳細に地域ごとに見ると、個々の思想や地域の実状に配慮することが必要である。人命や財産を守る区間、自然海岸を守る区間など、各エリアで調整が必要である。
- 御指摘のとおり、地域の実状やニーズを把握し、地域との合意を図った上で事業を展開していくことを本文の中に記載した。事業実施にあたっては、計画の段階から地域との意見交換などを通して地域の実状やニーズを聴き取った上で、防護の対象や目標、構造、整備にあたる配慮事項等について地域との合意形成を図りながら進めていきたいと考えている。
- 各道路事業者が実施する対象事業について、浜松市の事業を抽出しようと考えているが、資料4-p. 47～51のエリア区分図の青丸の範囲に含まれる事業が対象となるという認識で良いか。
- 本計画の対象範囲は湖岸沿いの十数mの範囲を基本としているが、背後地との連携をした取組が浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながることも考えられるため、この考えに合致する取組や事業を抽出していただきたい。
- 現時点では耐震対策や交通安全対策の事業が記載されているが、老朽化対策などのメンテナンス事業も対象となるか。
- 情報を頂いた上で、どの事業を掲載するかについて調整させていただきたい。
- 資料4-p. 32、湖西市の事業が二つ記載されており、どちらも県の事業として挙げられているものである。一方で浜松市の事業が挙げられていないのはなぜか。
- p. 32に記載している事業は県の道路局から挙げられたものを掲載している。浜松市と湖西市の事業を横並びで記載することを考えており、政令指定都市として道路を管理している浜松市に対し、現在、該当する事業について照会しているところである。
- パブリックコメントでは、資料5を使用する予定か。
- 計画の概要を整理した資料と、資料5を公表して意見募集することを予定している。
- 計画策定後の整備に向けた具体的なスケジュールを教えてください。
- 資料6にて今後の進め方を説明するため、後ほど回答させていただきたい。

議事イ 今後の進め方（計画策定後の事業展開方針）

- ・ 事務局から資料6により「今後の進め方（計画策定後の事業展開方針）」について説明した。
- 湖岸堤整備の順位をどのように決めていくのか、整備の順位付けのイメージについて補足して教えてください。
- 整備については、防護の観点では、基本的に被害額が大きい箇所から順に抽出し、河川法に基づく法定計画である河川整備計画に位置付けることを考えている。今後概ね20～30年といった計画期間の中で実施する整備箇所を選定し、順次、整備を進めていくことを想定している。利用・環境の観点では、協議会の枠組みを活用しながら関係機関で調整し、連携して整備が進められそうな箇所を抽出することを考えている。かわまちづくり支援制度が活用でき

る事業などがあれば、それを河川整備計画に落とし込んでいくことを想定している。

- 防護を基本として保全対象や被害額の大小から順位をつけていく中で、利用や環境と連携できるものがあるかを含めて地元と調整する。他の部局や関係機関が参入できる場合や地元の意見がある場合は取り入れて進めていくとのことであるが、防護を最優先して整備を進めていく、とするのが基本的な考えであるということで良いか。
- 防護の観点については河川管理者が責任をもって進め、可能な範囲で利用や環境に配慮していく。また、浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながるような利用や環境の観点が中心となる事業を抽出できれば、関係部署で連携して進めていくことを考えている。
- かわまちづくりに関する今後の進め方や考え方について説明していただきたい。
- 河川管理者で実施できる事業には限界があり、他の機関において利用・環境の観点を主とした取組が検討された際には、かわまちづくり支援制度の枠組みを活用して河川管理者と関係機関で連携して取組を進めるか検討する。枠組みを活用する場合は、かわまちづくり支援制度の採択を受けるために協議会を設置してかわまちづくり計画を作成することが必要となる。浜名湖水辺整備推進協議会の枠組みをかわまちづくり支援制度の協議会とするのか、もしくは、かわまちづくりのための協議会を別途設置するか。取組内容によって進め方が変わってくると想定されるが、まずは、この協議会の枠組みを活用しながら検討を進めていきたいと考えている。
- かわまちづくりに対して、行政主導で取り組むというより、地域にある取組を掘り起こしながら進めていくという理解で良いか。
- 関係者との連携が無ければ進めていくことができないため、そのように考えている。
- この基本計画には、計画期間は定めないということで良いか。また、要綱の第5条に会員からの要請があった場合に開催すると記載されているが、基本計画ができた段階で今後数年間は会議を行わないということなのか。あるいは、少なくとも年に1回程度は開催するのか。教えていただきたい。
- 基本計画を策定することを目的に立ち上げた協議会であり、初期の目的は達成したと考えられる。計画策定後は計画に準拠して取組を進め、理想的な姿絵になるようにしていくことを最終目標としているため、必要に応じて随時開催していく。現時点では定期的を開催することは予定していないが、今後、取組を進めるにあたり関係者間で調整する必要が生じた場合や、新たな取組を計画の中に入れ込みたいという意見が出てきた場合は、会議を開催し、御議論や御意見を頂く形を考えている。以上が事務局の考えであるが、例えば、年に1回は情報共有をし、それぞれの進捗状況を報告する機会が必要という要望があれば開催することも考える。
- 計画期間は定めていないのか。
- 浜名湖岸の延長は長く、整備には長い期間を要することが想定される。都田川水系河川整備計画などの事業計画では計画期間を設定するが、今回策定する計画は、整備にあたる配慮事項や考え方を整理した基本計画であるため、計画期間を設けないこととしている。

以上